

(案)

平成 27 年 1 月 日

新潟市長 篠 田 昭 様

新潟市特別職報酬等審議会
会 長 古 川 兵 衛

特別職の報酬等の額について（答申）

平成 27 年 1 月 14 日に諮問のあった市長，副市長並びに議員の報酬等の額については，慎重に審議した結果，次のとおり決定したので答申します。

報酬等の額は，据え置くことが適当である。

（説 明）

新潟市特別職報酬等審議会条例第 2 条第 2 項の規定により諮問のあった現行の市長，副市長並びに議員の報酬等の額の適否について，新潟市給与条例に規定する俸給表の改定内容，他の政令指定都市などの特別職の報酬等の改定状況，新潟市の特別職報酬等の改定経緯，国家公務員の給与の状況，並びに新潟市の財政状況，消費者物価指数等の資料を参考に慎重に審議を行った。

数年来，引下げ基調で推移してきた一般職の給与が増額改定されており，また，人口や財政規模などの類似する他都市と比較しても本市特別職の報酬等の額の水準は低位であることから，本市特別職の報酬等の額について引上げるべきとの意見があった。

しかしながら，このたびの一般職の給与の増額がわずか 0.4%にとどまっていること，平成 26 年 12 月議会で本市特別職及び議員の期末手当が引上げられたこと，本市の厳しい財政状況，国の景気対策の効果が未だ現れているとはいえない地域の経済情勢などを踏まえると，本市特別職の報酬等の額の改定については，このたびは据え置くことが妥当との結論に至った。